

持続可能な救急医療体制の構築に向けたシンポジウム運営等業務仕様書

1 委託業務名

持続可能な救急医療体制の構築に向けたシンポジウム運営等業務

2 業務目的

人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携強化を進め効率的で質の高い医療提供体制確保が必要。

また、新宮医療圏では医師の高齢化が顕著であるとともに、救急科の専門医がいない状況である。

これを踏まえ、救急医療に関する全国的な動きや補完しうる先端技術、広域連携のあり方などについて理解を深め、医療従事者や行政機関だけでなく、地域住民も一緒になって新宮医療圏の持続可能な救急医療体制の構築に向けた議論を深める。

3 事業の概要（予定）

上記目的を踏まえ、見識者による現地調査を行うとともに、医療従事者や行政機関だけでなく地域住民全員が一つになってこれからの救急医療体制のあり方を考え、持続可能な医療体制の構築に繋がるきっかけとなるよう下記のとおりシンポジウムを開催する。

- ・ 日 程：〈現地調査〉 令和7年2月21日（金） 新宮市立医療センターほか
 〈シンポジウム〉 令和7年2月22日（土）
- ・ 場 所：那智勝浦町立体育文化会館 大集会室
- ・ 対象者：医療従事者および行政関係者、地域住民 200人程度
- ・ 出演者：厚生労働省担当者、日本集中治療医学会、地域の医療機関
- ・ 構 成：開会あいさつ、基調講演（2テーマ）、パネルディスカッション

4 業務内容

受託者は統一的なコンセプトのもと、以下のシンポジウムの告知や運営、各種啓発素材の企画・政策・放送・掲載等を行うこと。

（1）シンポジウムの告知及び参加申し込みの受付など

開催シンポジウムについて、テレビやWEBなど県民により訴求する媒体を活用し、事前告知を行い、多くの医療従事者および地域住民の来場を促すこと。

シンポジウムは事前申込み制とし、事前の申込み受付、当日の整理券等の発行を行うこと。

なお、申込みは先着順とし、募集締切り後、または募集人数超過等により応募者が参加できない場合は速やかに応募者に連絡すること。

応募開始から開催当日までにおいて、問い合わせに対応できるよう電話及び人員を配置すること。

（2）シンポジウムの運営

シンポジウムの運営を円滑に行うこと。ただし、少なくとも下記については必要経費として計上すること

- ① 進行ディレクション費（台本作成費、人件費（司会含む））
- ② 音響機材一式費（マイク無線2本、有線3本、スクリーンあり 無償）
- ③ 運営スタッフ

- ④ 新型コロナウイルス感染症対策費
- ⑤ ステージ看板など、舞台化粧費
- (3) 会場の設営及び使用料の支払い
会場を下記のとおり借り上げることとし、使用料（1, 500円/時間、暖房1, 100円/時間）を所定の管理者に対し支払うこと。
なお、会場設営にかかる椅子の設置は委託者において行うこととする。
令和7年2月21日（金）15時から22時まで
令和7年2月22日（土）8時から17時まで
- (4) 出演者等にかかる費用（謝金及び交通費）の支払い及び調整
出演者等にかかる費用として700,000円（税別）を計上すること。出演者等への出演依頼や交渉は発注者が行う。
- (5) 宿泊費等にかかる宿泊施設への支払い
出演者やスタッフ等にかかる宿泊（2/21泊）にかかる費用として、500,000円（税別）を計上し、発注者が指定する宿泊施設に対し支払うこと。
- (6) 弁当、飲料、茶菓子、その他必要物品等の手配
シンポジウム当日の出演者等に提供する弁当、飲料、茶菓子、その他の手配などにかかる費用として200,000円（税別）を計上すること。
- (7) 啓発物資の作成
同シンポジウムの告知に使用する啓発物資を作成するとともに発注者が指定する施設に送付すること
 - ① シンポジウム告知用ポスター（B2片面カラー）100枚
 - ② シンポジウム告知用チラシ（A4表面カラー、裏面1色刷り）1,000枚

5 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項その他の事項について疑義が生じた場合は、協議を行い柔軟な対応を行うこと。
- (2) シンポジウム当日の参加人数あるいは内容の変更等により、手配する数量等に増減が生じる場合は、変更契約を行う。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令、各種基準等によって行うこと。
- (4) 受託者は、業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (5) 受託者は、業務を円滑に遂行するため県と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言、提案及び支援を積極的に行うこと。
- (6) 全ての成果品に係る著作権及び著作権は、県に帰属するものとする。なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者への提示は、県の承認を受けること。
- (7) 本業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により県に対し損害を与えた場合は、受託者は、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、県と速やかに協議するものとする。